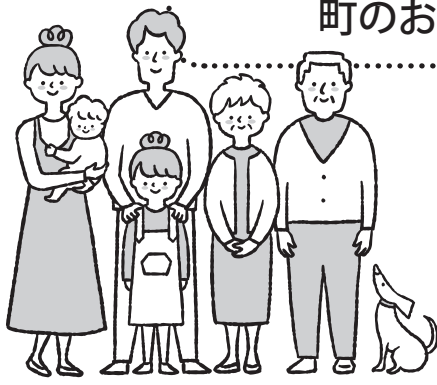


町のお店と暮らしを応援します



くらて元気 エール券



「くらて元気エール券（鞍手町プレミアム付地域振興券）」には、商品券とリフォーム券があり、それぞれ次のとおり販売します。購入には、事前申し込みが必要です。また、予約申込額が販売予定額を超えた場合には、抽選により当選者を決定します。ご了承ください。

リフォーム券	種類	商品券
		 
5,000 万円	販売総額	1 億 7,000 万円
500 冊	販売冊数	1 万 7,000 冊
10 万円	1 冊の販売価格	1 万円
25 パーセント	プレミアム率	25 パーセント
12 万 5,000 円 ・ 1 万 2,500 円 × 10 枚	1 冊の構成	1 万 2,500 円 ・ 共通券 500 円 × 18 枚 ・ 中小店限定券 500 円 × 7 枚
鞍手町民（住民登録がある人）	購入できる人	鞍手町民（住民登録がある人）
1 世帯 8 冊（80 万円分）まで	購入できる冊数	1 人 5 冊（5 万円分）まで ただし、1 世帯は 3 人まで
購入希望冊数などを記入した申込書、見積書（コピー。令和 4 年 6 月 1 日以降の日付のもの）、施工前の写真、所定のはがき（町内各家庭に配布）を同封し事前に申し込んでください	申込方法	所定の往復はがき（町内各家庭に配布したもの）に購入希望冊数などを記入し、事前に申し込んでください
7 月 1 日（金）～7 月 20 日（水）※消印有効	申込受付期間	7 月 1 日（金）～7 月 20 日（水）※消印有効
8 月 6 日（土）～8 月 10 日（水） ※販売時間は午前 9 時から午後 2 時まで	販売期間	8 月 6 日（土）～8 月 10 日（水） ※販売時間は午前 9 時から午後 2 時まで
総合福祉センター「くらの郷」	販売会場	総合福祉センター「くらの郷」
8 月 6 日（土）～令和 5 年 1 月 31 日（火）	利用期間	8 月 6 日（土）～令和 5 年 1 月 31 日（火）
町内で事業を営むエール券の取扱登録店	利用できる店舗	町内で事業を営むエール券の取扱登録店
・ 見積書には施工場所の住所を記載してください ・ 事業用のリフォームには使えません ・ エール券の利用開始日前に着工した工事（8 月 5 日以前着工分）の支払いには利用できません	注意事項	以下の購入などにはエール券を利用できません ・ 商品券やビール券など換金性の高いものを購入 ・ たばこの購入 ・ 税金や水道料金の支払い ・ 医療保険の適用がある診察料や薬代 ・ 家賃、駐車場代、保育料の支払いなど

●エール券購入までの流れ（※①応募は、商品券は専用往復はがきで、リフォーム券は封書で申し込んでください）



※はがき（返信用を含む）、封書のいずれにも必ず切手を貼ってください。

●注意事項

※引換期間終了後に、引き換えられていないエール券があった場合には、当選されなかった応募者を対象に 2 次抽選を実施します。当選された人には、鞍手町商工会から電話でお知らせします。

※予約申込額が販売予定額に満たない場合は 2 次販売を実施します。詳細は、町のホームページなどでお知らせします。

●お問い合わせ 鞍手町商工会（鞍手町大字中山 2768 番地）まで ☎ 0949（42）0357



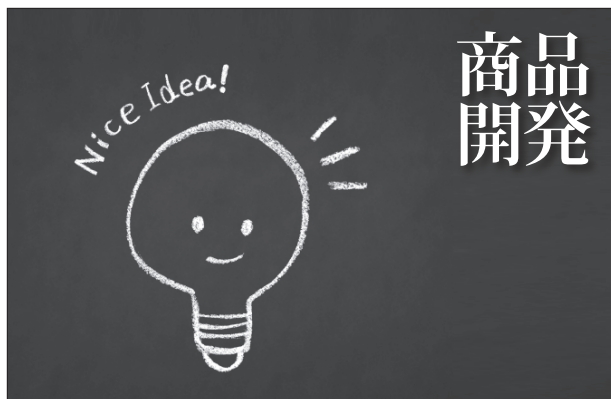
移住定住 創業 支援

移住定住創業支援 モデル事業補助金

対象経費の1/2
最大 **200** 万円を補助

地域経済の活性化と移住定住を促進するため、本町に居住し、店舗を設けて創業をする人（法人を含む）を対象に、事業に必要な経費の一部を補助します。

- 補助額 最大 200 万円（移住加算額、若年者加算額を含みます）
- 補助の割合 補助対象経費の2分の1以内
- 補助を受ける要件 ①本町が指定する業種、ふるさと納税の返礼品を開発する創業 ②鞍手町商工会の支援を受け創業計画などを作成 ③金融機関から創業資金の融資を受ける見込みがある など
- 補助対象経費 ①店舗などの賃料（最大6か月） ②店舗などの改修費 ③設備費（機械装置、備品の購入費やリース料） ④広報費 ⑤登記などに必要な経費 ⑥委託料（外部委託経費）
- 申請期限 令和4年8月31日（水）まで
- 完了期限 令和5年3月31日（金）（創業を完了すること）
- 注意事項 補助金は、予算額（200万円）の範囲内で交付されます。また、申請後に審査会による審査（プレゼンテーションを含む）があります



商品 開発

商品開発支援事業 補助金

対象経費の1/2
最大 **25** 万円を補助

地域産業の振興や地場製品の消費拡大を促進するため、商品開発を行う町内の事業者を対象に、事業に必要な経費の一部を補助します

- 補助額 最大 25 万円
- 補助の割合 補助対象経費の2分の1以内
- 補助を受ける要件 ①中小企業者や農業者 ②交付決定日に町内で事業を営んでいる ③鞍手町商工会の支援を受け事業計画などを作成 ④本町の地域資源を活かした特色ある製品、ふるさと納税の返礼品を開発 など
- 補助対象経費 ①原材料など商品の開発に必要な経費 ②商品のパッケージやラベルなどデザイン、製作など ③機械装置、設備類のリース料（据付費を含む） ④試作品の加工、市場調査の委託料 ⑤講師・専門家への謝金
- 申請受付 令和4年7月1日（金）から随時
- 完了期限 令和5年3月31日（金）
- 注意事項 補助金は、予算額（50万円）の範囲内で交付されます。また、審査会による審査（プレゼンテーションを含む）を実施する場合があります



商業店舗 リフォーム

商業店舗 リフォーム補助金

対象経費の1/2
最大 **25** 万円を補助

本町の商業の振興や活性化を図るため、小売店舗などを改修する事業者を対象に、工事に必要な経費の一部を補助します。

- 補助額 最大 25 万円
- 補助の割合 補助対象経費の2分の1以内
- 補助を受ける要件 ①卸売業（小売店舗がある場合）、小売業、飲食業、生活関連サービス業（理美容業、クリーニング業など）を営む店舗をリフォーム ②鞍手町商工会の支援を受け事業計画などを作成 ③賃借物件の場合は、所有者の同意が得られることなど
- 補助対象経費 町内の施工業者と契約する1申請当たり50万円以上の工事で、①店舗の内装・外装工事 ②建物と一体的な備品の購入経費 ③店舗の看板設置や駐車場整備の工事
- 申請期限 令和4年8月31日（水）まで
- 注意事項 補助金は、予算額（100万円）の範囲内で交付されます。応募多数の場合は、抽選になる場合があります